

遺言書をのこしたほうがいいケース ～遺産分割で揉めないために～



相続発生後の遺産分割協議において、相続人どうしが遺産相続をめぐる揉めどめ、家庭裁判所に持ち込まれるといった事例は決してめずらしいことではありません。そんな家族間の無用なトラブルを防ぐのに役立つのが、遺言書です。

遺言書を作成する際のポイント

1 遺留分に留意した内容にする

遺留分に反しない財産の分け方にします。遺留分とは、一定の範囲の法定相続人（民法で規定された相続人）に最低限認められる遺産の取得分です。遺言により相続人の遺留分が侵害されている場合、相続人は受遺者（遺言によって遺産を受け取った人）に対し、「遺留分侵害額の請求」を起こすことができます（→本書P.50）。

2 遺留分に反した内容にする場合は、遺留分相当の現金等を準備しておく

「遺留分侵害額の請求」を受けても、問題なく対応できるようにするためです。逆に遺留分を侵害された場合には、早めに「遺留分侵害額の請求」を行う必要があります。

3 被相続人の思いは遺言書の付言事項に記載する

付言事項とは、財産の配分などとは別に、遺言をのこす人の思いなどを伝えるものです。遺言書の付言事項に法律的な効果はありませんが、相続人全員に対する愛情や感謝、希望等を記載することで、遺産分割時の揉めごとを減らす効果が期待できます。財産の配分を決めた理由を記載するのもよいでしょう。

※本内容は2026年5月現在の情報です。法令や条例等の改正により、掲載内容が変更になる場合があります。



遺言書の内容や作成方法などが法律に則ったものであり、上記①②のポイントが押さえられていれば、被相続人の意向に沿って遺産分割を行うことができます。それでも、遺留分までの相続にとどまった相続人に気持ちの面で不満が残る場合もあります。ですから、生前から家族の間でコミュニケーションをとっておくことも非常に重要です。財産をのこす側の人が家族に対し、あらかじめ自分の遺産に関する考えや思いを具体的に伝えておくことで、そうした気持ちの面をケアしやすくなります。



下記のケースに当てはまる場合、遺言書のないまま遺産分割協議が行われると、揉める可能性が高くなります。上記で述べた通り、**遺言書があれば、遺産分割協議をする必要はなく、遺留分に反しないかぎり、被相続人の意向に沿うことができます。**また、プラスαの対策ポイントがある場合もあるので、チェックしてみてください。

☐ 財産が多い

財産が多ければ多いほど、相続人の人生に大きな影響を与えかねない。

☐ 被相続人と同居している相続人がいる

同居の相続人が被相続人（亡くなった人）の介護をしていたり、生活費の一部を負担していたり、あるいはお金の管理をしているなどの場合、寄与分（→本書P.106）を請求することがある。しかし、ほかの相続人がそれを認めない場合も少なくない。

対策！

寄与分は遺産分割協議において話し合われるものなので、遺言書があれば寄与分の話にはならない。遺留分に反しないかぎり、被相続人の意向に沿うことができる。

☐ 相続人となる兄弟の仲がよくない

離れた場所に住んでいたり、あまり連絡をとっていなかったりすると、最近のお互いの事情を知らないことも多い。また、兄弟間で親の愛情に差があると、それが兄弟間での嫉妬や憎しみにつながり、いったん感情的にもつれると、遺産分割協議（→本書P.102）が難航することがある。

☐ 相続人となる兄弟の年齢差が大きい

世代の違いからくる価値観の相違が、揉める原因となることがあり、遺産分割協議の難航につながることもある。

☐ 相続人となる兄弟の収入差が大きい

金銭感覚や価値観の相違が大きいと、それが兄弟間での嫉妬や憎しみにつながり、遺産分割協議が難航することがある。

☐ 相続人となる兄弟の教育格差が^{はなは}甚だしい

親が負担した学費に格差があった場合、それをもって特別受益（→本書P.106）を主張する相続人もいる。また、教育格差が甚だしいと、価値観や金銭感覚が相違しやすくなり、それにより遺産分割協議が難航することがある。

対策！

遺言書があれば、学費が特別受益に該当したとしても、遺留分に反しないかぎり、被相続人の意向に沿うことができる。

☐ 養子縁組をした子がいる

養子の存在をそもそも認めたくない相続人がいる場合、揉める原因となりうる。

☐ 認知症の相続人がいる

認知症の相続人がいる場合は成年後見人（→本書P.104）を立てる必要があり、遺産分割協議に他人が入ることになる。

対策！

遺言書があっても成年後見人は必要だが、協議にかける手間は格段に少なくできる。

☐ 生前、相続人の子（被相続人からみて孫）に多額の贈与をしている

特別受益となるのは相続人のみなので、相続人の配偶者や子（被相続人からみて孫）が受けた生前贈与は、原則として特別受益とはならない。しかし、現実的には孫等に贈与した分も相続人の特別受益だと主張する相続人もいて、そうした場合、遺産分割協議が難航しやすい。

☐ 生前、相続人に多額の贈与をしている

特別受益に該当する場合は、それを加味して遺産分割協議をする必要がある。特別受益には時間の制限がないため、「30年以上前に贈与があった」などと言い出すとキリがないこともあり、それにより遺産分割協議が難航することがある。

対策！

遺言書があれば、遺産分割協議をする必要はない。遺留分の算定に加える特別受益は相続開始前10年以内と時間制限がある。

☐ 特別な縁故者がいる

特別な縁故者（長年いっしょに生活していた内縁の配偶者、療養看護に努めた者など）は相続人ではないため、原則として遺産分割協議には参加できず、遺産を取得することもできない。

対策！

遺言書があれば、財産を渡すことができる。その際、遺留分に反しないようにする。

☐ 財産を指定して相続させたい

たとえば、「会社の跡継ぎの相続人に自社株等を相続させる」と思っている、他の相続人の同意がなければ遺産分割協議は進まない。

対策！

遺言書の付言事項も活用し、被相続人の意図や思いについて、明らかにするとよい。

☐ 財産を公益法人などに寄付したい

公益法人等は相続人ではないため、何もなければ遺産が渡ることはない。

☐ 面倒を見てくれた相続人以外の人に財産を渡したい

相続人でなければ遺産分割協議には参加できず、遺産を取得することもできない。

対策！

遺言書があれば、財産を渡すことができる。その際、遺留分に反しないようにする。

☐ **両親も、子もない**

相続人が配偶者と兄弟姉妹のみの場合、配偶者と被相続人の兄弟姉妹は疎遠であることが多いことから、遺産分割協議が難航することが少なくない。

対策！

兄弟姉妹に遺留分はないので（→本書P.50）、遺言書があれば、配偶者にすべての遺産を渡すことができる。

☐ **主な財産が自宅（不動産）のみ**

現金等がほとんどなく、不動産が主な財産という場合、公平な遺産分割が難しくなる。不動産を共有により相続すると権利関係が複雑になり、利用するのも売却するのも困難になりがち。

対策！

自宅を配偶者や同居していた子に相続させる旨などの遺言書があり、それが遺留分に反しないかぎり、被相続人の意向に沿うことができる（不動産を共有にする必要がなくなる）。遺留分に反する可能性がある場合には、自宅を相続しない相続人に対し、遺留分に相当する現金を残しておく。

☐ **一次相続で揉めた**

一次相続（→本書P.162）で揉めた場合は、ほとんどのケースで二次相続でも揉めることになる。感情的な行き違いは簡単には解消されない。